

### ①地域密着型通所介護

(定員18名以下の事業所)

#### 3時間以上5時間未満

要介護1	426	3時間以上4時間未満	407
		4時間以上5時間未満	426
要介護2	488	3時間以上4時間未満	466
		4時間以上5時間未満	488
要介護3	552	3時間以上4時間未満	527
		4時間以上5時間未満	552
要介護4	614	3時間以上4時間未満	586
		4時間以上5時間未満	614
要介護5	678	3時間以上4時間未満	647
		4時間以上5時間未満	678

#### 5時間以上7時間未満

要介護1	641	5時間以上6時間未満	641
		6時間以上7時間未満	662
要介護2	757	5時間以上6時間未満	757
		6時間以上7時間未満	782
要介護3	874	5時間以上6時間未満	874
		6時間以上7時間未満	903
要介護4	990	5時間以上6時間未満	990
		6時間以上7時間未満	1,023
要介護5	1,107	5時間以上6時間未満	1,107
		6時間以上7時間未満	1,144

#### 7時間以上9時間未満

要介護1	735	7時間以上8時間未満	735
		8時間以上9時間未満	764
要介護2	868	7時間以上8時間未満	868
		8時間以上9時間未満	903
要介護3	1,006	7時間以上8時間未満	1,006
		8時間以上9時間未満	1,046
要介護4	1,144	7時間以上8時間未満	1,144
		8時間以上9時間未満	1,190
要介護5	1,281	7時間以上8時間未満	1,281
		8時間以上9時間未満	1,332

### ②通常規模型通所介護

(前年度の1月当たりの平均延べ利用人数が750人以内)

#### 3時間以上5時間未満

要介護1	380	3時間以上4時間未満	362
		4時間以上5時間未満	380
要介護2	436	3時間以上4時間未満	415
		4時間以上5時間未満	436
要介護3	493	3時間以上4時間未満	470
		4時間以上5時間未満	493
要介護4	548	3時間以上4時間未満	522
		4時間以上5時間未満	548
要介護5	605	3時間以上4時間未満	576
		4時間以上5時間未満	605

#### 5時間以上7時間未満

要介護1	572	5時間以上6時間未満	558
		6時間以上7時間未満	572
要介護2	676	5時間以上6時間未満	660
		6時間以上7時間未満	676
要介護3	780	5時間以上6時間未満	761
		6時間以上7時間未満	780
要介護4	884	5時間以上6時間未満	863
		6時間以上7時間未満	884
要介護5	988	5時間以上6時間未満	964
		6時間以上7時間未満	988

#### 7時間以上9時間未満

要介護1	656	7時間以上8時間未満	645
		8時間以上9時間未満	656
要介護2	775	7時間以上8時間未満	761
		8時間以上9時間未満	775
要介護3	898	7時間以上8時間未満	883
		8時間以上9時間未満	898
要介護4	1,021	7時間以上8時間未満	1,003
		8時間以上9時間未満	1,021
要介護5	1,144	7時間以上8時間未満	1,124
		8時間以上9時間未満	1,144

### ③大規模型通所介護（Ⅰ）

（前年度の1月当たりの平均延べ利用人数が900人以内）

#### 3時間以上5時間未満

要介護1	374	3時間以上4時間未満	350
		4時間以上5時間未満	368
要介護2	429	3時間以上4時間未満	401
		4時間以上5時間未満	422
要介護3	485	3時間以上4時間未満	453
		4時間以上5時間未満	477
要介護4	539	3時間以上4時間未満	504
		4時間以上5時間未満	530
要介護5	595	3時間以上4時間未満	556
		4時間以上5時間未満	585

#### 5時間以上7時間未満

要介護1	562	5時間以上6時間未満	533
		6時間以上7時間未満	552
要介護2	665	5時間以上6時間未満	631
		6時間以上7時間未満	654
要介護3	767	5時間以上6時間未満	728
		6時間以上7時間未満	754
要介護4	869	5時間以上6時間未満	824
		6時間以上7時間未満	854
要介護5	971	5時間以上6時間未満	921
		6時間以上7時間未満	954

#### 7時間以上9時間未満

要介護1	645	7時間以上8時間未満	617
		8時間以上9時間未満	634
要介護2	762	7時間以上8時間未満	729
		8時間以上9時間未満	749
要介護3	883	7時間以上8時間未満	844
		8時間以上9時間未満	868
要介護4	1,004	7時間以上8時間未満	960
		8時間以上9時間未満	987
要介護5	1,125	7時間以上8時間未満	1,076
		8時間以上9時間未満	1,106

### ④大規模型通所介護（Ⅱ）

（①、②、③のいずれにも該当しない事業所）

#### 3時間以上5時間未満

要介護1	364	3時間以上4時間未満	338
		4時間以上5時間未満	354
要介護2	417	3時間以上4時間未満	387
		4時間以上5時間未満	406
要介護3	472	3時間以上4時間未満	438
		4時間以上5時間未満	459
要介護4	524	3時間以上4時間未満	486
		4時間以上5時間未満	510
要介護5	579	3時間以上4時間未満	537
		4時間以上5時間未満	563

#### 5時間以上7時間未満

要介護1	547	5時間以上6時間未満	514
		6時間以上7時間未満	532
要介護2	647	5時間以上6時間未満	608
		6時間以上7時間未満	629
要介護3	746	5時間以上6時間未満	702
		6時間以上7時間未満	725
要介護4	846	5時間以上6時間未満	796
		6時間以上7時間未満	823
要介護5	946	5時間以上6時間未満	890
		6時間以上7時間未満	920

#### 7時間以上9時間未満

要介護1	628	7時間以上8時間未満	595
		8時間以上9時間未満	611
要介護2	742	7時間以上8時間未満	703
		8時間以上9時間未満	722
要介護3	859	7時間以上8時間未満	814
		8時間以上9時間未満	835
要介護4	977	7時間以上8時間未満	926
		8時間以上9時間未満	950
要介護5	1,095	7時間以上8時間未満	1,038
		8時間以上9時間未満	1,065





## 別紙様式7の2

## ADL 維持向上等体制加算に係る評価書

## バーセルインデックス (Barthel Index 機能的評価)

		点数	質問内容	得点
1	食事	10	自立、自助具などの装着可、標準的時間内に食べ終える	
		5	部分介助(たとえば、おかずを切って細かくしてもらう)	
		0	全介助	
2	車椅子から ベッドへの 移動	15	自立、ブレーキ、フットレストの操作も含む(非行自立も含む)	
		10	軽度の部分介助または監視を要する	
		5	座ることは可能であるがほぼ全介助	
		0	全介助または不可能	
3	整容	5	自立(洗面、整髪、歯 磨き、ひげ剃り)	
		0	部分介助または不可能	
4	トイレ 動作	10	自立(衣服の操作、後始末を含む、ポータブル便器などを使用している場合はその洗浄も含む)	
		5	部分介助、体を支える、衣服、後始末に介助を要する	
		0	全介助または不可能	
5	入浴	5	自立	
		0	部分介助または不可能	
6	歩行	15	45M 以上の歩行、補装具(車椅子、歩行器は除く)の使用の有無は問わず	
		10	45M 以上の介助歩行、歩行器の使用を含む	
		5	歩行不能の場合、車椅子にて 45M 以上の操作可能	
		0	上記以外	
7	階段 昇降	10	自立、手すりなどの使用の有無は問わない	
		5	介助または監視を要する	
		0	不能	
8	着替え	10	自立、靴、ファスナー、装具の着脱を含む	
		5	部分介助、標準的な時間内、半分以上は自分で行える	
		0	上記以外	
9	排便 コントロール	10	失禁なし、浣腸、坐薬の取り扱いも可能	
		5	ときに失禁あり、浣腸、坐薬の取り扱いに介助を要する者も含む	
		0	上記以外	
10	排尿 コントロール	10	失禁なし、収尿器の取り扱いも可能	
		5	ときに失禁あり、収尿器の取り扱いに介助を要する者も含む	
		0	上記以外	
合計得点( /100点)				

※1 得点：0～15点 ※2 得点が高いほど、機能的評価が高い。

事 務 連 絡

平成 30 年 2 月 9 日

各 都道府県介護保険主管課 御中

厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係

介護予防・日常生活支援総合事業における「国が定める単価」について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のサービスのうち、指定事業者により提供されるサービス（従前の介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に相当するサービス及び緩和した基準によるサービス）の単価は、地域支援事業実施要綱において国が定める額を上限として、市町村が定めることとしています。

今般、介護給付における訪問介護及び通所介護並びに予防給付における介護予防支援の介護報酬改定を踏まえ、平成 30 年度以降の総合事業の単価について、加算を創設するなど、改正することとしました。

市町村は従来どおり、国が定める単価を上限として単価を設定することとなりますが、市町村における検討・準備のための期間を考慮し、単価改正は、平成 30 年 10 月 1 日施行を予定しています。ただし、地域区分については、職員の人件費を直接勘案しているものであることに鑑み、平成 30 年 4 月 1 日施行とする予定です。

具体的な内容については、別添資料をご参照の上、必要な対応を進めていただくよう、貴管内市町村への周知等をお願いします。

厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係

TEL : 03-5253-1111（内線 3982、3986）

FAX : 03-3503-7894



- 訪問介護において創設される生活援助中心型研修の修了者について、総合事業の訪問型サービスにおいても従事することを可能とする。
- サービス提供責任者の役割や任用要件等について以下の見直しを行う。
  - ア サービス提供責任者のうち、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者は任用要件から廃止する。ただし、現に従事している者については1年間の経過措置を設ける。
  - また、初任者研修課程修了者又は旧2級課程修了者であるサービス提供責任者を配置している場合に係る減算についても、上記に合わせて、平成30年度は現に従事している者に限定し、平成31年度以降は廃止する。
  - イ 訪問型サービスの現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等をサービス提供責任者に係る気付きをサービス提供責任者から地域包括支援センター等のサービス関係者に情報共有することについて、サービス提供責任者の責務として明確化する。
  - ウ 訪問型サービス事業者は、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント実施者に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない旨を明確化する。

### 通所型サービス

- 外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職や医師が通所型サービス事業所等を訪問し、共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成することを評価する。
  - 生活機能向上連携加算 200単位/月（新設）
  - ※運動器機能向上加算を算定している場合は100単位/月
- 機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の自身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格（※）に一定の実務経験を有するはり師、きゆう師を追加工。生活機能向上グループ活動加算、運動器機能向上加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。
  - ※ 一定の実務経験を有するはり師、きゆう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。
  - ※ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師
- 栄養改善加算について、管理栄養士1名以上の配置が要件とされている現行の取扱いを改め、外部の管理栄養士の実施でも算定を認めるとする。具体的には、当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・スケーション）との連携により管理栄養士を1名以上確保していること。
  - ＜現行＞ 栄養改善加算 150単位/回 ⇒ 栄養改善加算 150単位/回
  - ＜改定後＞ 変更なし

○ 管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護予防ケアマネジメントの実施者等に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。具体的には、サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護予防ケアマネジメントの実施者等に文書で共有した場合に算定する。

＜現行＞ なし ⇒ ＜改定後＞ 栄養スクリーニング加算 5単位／回（新設）  
※6月に1回を限度とする

○ 通所型サービスと訪問型サービスが併設されている場合で、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、  
・ 基準上両方のサービスに規定がある事務室については、共用が可能  
・ 基準上規定がない玄関、廊下、階段などの設備についても、共用が可能  
であることを明確にする。その際、併設サービスが訪問型サービスである場合に限らず、共用が認められない場合を除き、共用が可能であることを明確にすることとする。（通知改正）

## 共通事項

○ 地域区分について、給付に準じた見直しを行う。（訪問型サービス、通所型サービス、介護予防ケアマネジメント）（別紙）  
○ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(V)については、給付と同様の期日（別に厚生労働大臣が定める日）までの間に限り算定することとする。（訪問型サービス、通所型サービス）

【施行日】

地域区分については、平成30年4月1日施行。その他は、平成30年10月1日施行。

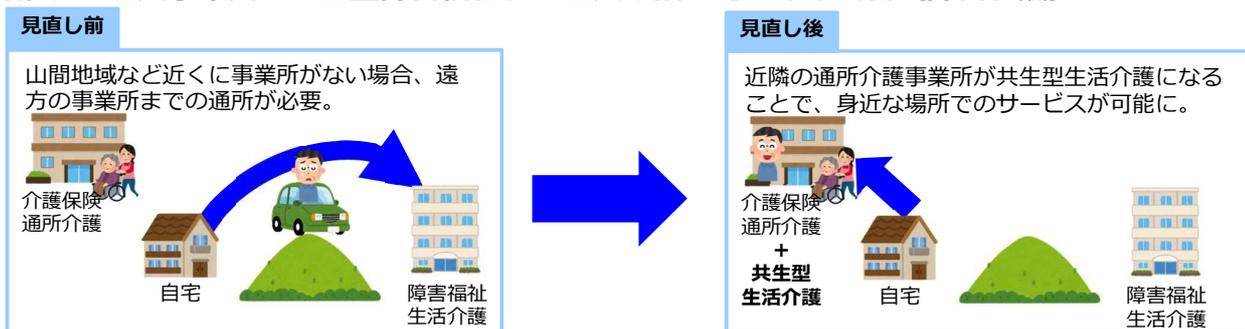
# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定 における主な改定内容

平成30年2月5日

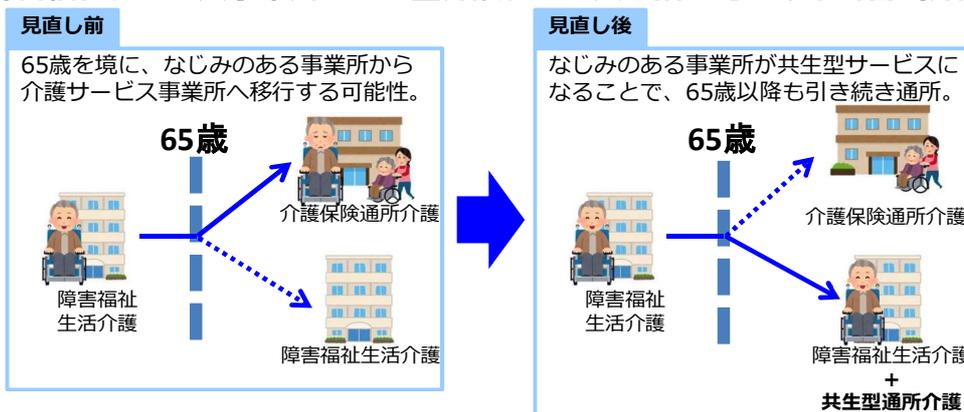
## 共生型サービスの基準・報酬の設定

- 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

### ○ 介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）



### ○ 障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）



#### 【障害福祉サービス等報酬の例】

- 介護保険の通所介護事業所が、障害者への生活介護を行う場合 694単位
- 共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域交流の場の提供等の実施を評価。

#### 【例】

- ・ サービス管理責任者配置等加算（新設） 58単位
- ・ 共生型サービス体制強化加算（新設）
  - ① 児童発達支援管理責任者を配置 103単位
  - ② 保育士又は児童指導員を配置 78単位等

# 共生型サービスの報酬・基準について

## 共生型サービスの基準・報酬案

### 対応案

#### (1) 基本的考え方

- 対象サービスである通所介護、訪問介護、短期入所生活介護に関し、障害福祉制度の基準を満たしているが、介護保険の基準を満たしていない事業所について、
  - 障害福祉事業所の基準のみ満たす場合（Ⅱ-2）と、
  - 障害福祉事業所の基準を満たし、介護サービスの質や専門性に一定程度対応する場合（Ⅱ-1）を、検討してはどうか。

### I

障害事業所を高齢者が利用

<p>・通常の障害福祉と介護保険の指定を両方受ける</p> <p>・一体的運用(現在も通知、ガイドライン等により実施)</p> <p>・障害福祉と介護保険の両方の制度の基準を満たす</p> <p>※報酬額は通常</p>	<p style="text-align: center;"><b>Ⅱ-1</b></p> <p>・通常の障害福祉の指定を受けている事業所が、介護保険(共生型)の指定を受ける</p> <p>・一体的運用</p> <p>・<u>障害福祉制度の基準を満たし、介護サービスの質や専門性に一定程度対応</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>Ⅱ-2</b></p> <p>・通常の障害福祉の指定を受けている事業所が、介護保険(共生型)の指定を受ける</p> <p>・一体的運用</p> <p>・<u>障害福祉制度の基準のみ満たす</u></p> <p>・介護保険と障害福祉の相互に共通するサービス以外の組み合わせ</p> <p>・通常の介護保険と障害福祉の指定を両方受ける</p> <p>・一体的運用(現在も通知、ガイドライン等により実施)</p> <p>※報酬額は通常</p>
---	--	--

\* 介護保険事業所を障害児者が利用する場合については、社会保障審議会 障害者部会等で検討。

# ①共生型デイサービス（共生型通所介護）の基準・報酬案

対応案
<p><b>【基準】</b></p> <p>○ 障害事業所であれば、基本的に介護保険（共生型）の指定を受けられるものとして基準を設定してはどうか。</p> <p><b>【報酬】</b></p> <p>○ 基本報酬は、以下により設定してはどうか。（Ⅱ-2）</p> <p>① 本来的な介護保険事業所の基準を満たしていないため、本来報酬単価と区別。</p> <p>② 一方で、障害者（64歳）が高齢者（65歳）になって介護保険に切り替わる際に事業所の報酬が大きく減ることは、65歳問題への対応という制度趣旨に照らして適切ではないことから、概ね障害報酬の水準を担保する必要。</p> <p>○ 加えて、生活相談員（社会福祉士等）を配置する場合に評価する加算を設定してはどうか。（Ⅱ-1）</p> <p>○ また、通所介護事業所に係る加算は、通常の指定サービスと同様に、各加算の算定要件を満たした場合に算定できることとしてはどうか。</p>

I	Ⅱ-1	Ⅱ-2
<p>障害事業所を高齢者が利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の障害福祉と介護保険の指定を両方受ける</li> <li>・一体的運用(現在も通知、ガイドライン等により実施)</li> <li>・障害福祉と介護保険の両方の制度の基準を満たす</li> </ul> <p>※報酬額は通常</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の障害福祉の指定を受けている事業所が、介護保険(共生型)の指定を受ける</li> <li>・一体的運用</li> <li>・障害福祉制度の基準を満たし、Ⅱ-2と比べて、介護サービスの質や専門性に対応(生活相談員(社会福祉士等)の配置)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険と障害福祉の相互に共通するサービス以外の組み合わせ</li> <li>・通常の介護保険と障害福祉の指定を両方受ける</li> <li>・一体的運用(現在も通知、ガイドライン等により実施)</li> </ul> <p>※報酬額は通常</p>

## 障害福祉サービスと介護保険サービスとの比較（①デイサービス）

	生活介護(障害福祉)<障害者>		通所介護(介護保険)	
<b>概要</b>	居間・入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する		入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行う	
<b>定員</b>	原則20名以上		—	
<b>人員配置</b>	管理者	原則専従(非常勤でも可)	管理者	常勤専従
	医師	必要数 (医療機関との連携等ができていれば不要)	医師	—
	<b>サービス管理責任者</b> (実務経験3~10年 +研修30.5時間)	利用者60人まで:1以上 利用者60人を超える部分:40:1 (常勤1以上)	<b>生活相談員</b> (社会福祉士、 精神保健福祉士、 社会福祉主事等)	1人
	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	平均障害支援区分4未満 → <b>6:1</b> 平均障害支援区分4以上5未満 → <b>5:1</b> 平均障害支援区分5以上 → <b>3:1</b>	生活支援員 1人(常勤1以上) 看護職員 1人 理学療法士又は作業療法士 必要数	介護職員 <b>5:1</b> (利用者15人まで、1人以上で可) (常勤1以上) 看護職員 1人 (定員10人以下では、不要) 機能訓練指導員(理学療法士又は作業療法士等) 1人
<b>設備</b>	<b>訓練・作業室</b>	<b>支障がない広さ</b>	<b>食堂及び機能訓練室</b>	<b>3㎡×利用定員</b>
<b>事業所数</b>	約1万事業所		約4.3万事業所	

## 障害報酬と介護報酬との比較（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ）

障害報酬		介護報酬	
<p>○生活介護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定員20人以下 : 559～1,278</li> <li>・定員21人以上40人以下 : 491～1,139</li> <li>・定員41人以上60人以下 : 459～1,099</li> <li>・定員61人以上80人以下 : 445～1,045</li> <li>・定員81人以上 : 428～1,028</li> <li>・基準該当サービス費: 691(加算無し)</li> </ul>	⇔	<p>○通所介護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型(定員18名以下) : 735～1,281</li> <li>・通常規模型(1月延べ750人以下) : 656～1,144</li> <li>・大規模型(I)(1月延べ900人以下) : 645～1,125</li> <li>・大規模型(II)(1月延べ900人超) : 628～1,095</li> </ul> <p>※所要時間が7時間以上9時間未満の場合</p>	
<p>○居宅介護(身体介護)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・30分未満 : 245単位</li> <li>・30分以上1時間未満 : 388単位</li> <li>・1時間以上 : 564単位に30分増すごとに80単位</li> <li>※旧3級ヘルパーによる提供 : 70/100</li> </ul>	⇔		
<p>○重度訪問介護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1時間未満 : 183単位</li> <li>・1時間以上1時間30分未満 : 273単位</li> <li>・1時間30分以上2時間未満 : 364単位</li> <li>・2時間以上2時間30分未満 : 455単位</li> <li>・2時間30分以上3時間未満 : 546単位</li> <li>・3時間以上3時間30分未満 : 636単位</li> <li>・3時間30分以上4時間未満 : 728単位</li> <li>・4時間以上8時間未満 : 813単位に30分を増すごとに+85単位</li> <li>・8時間以上12時間未満 : 1493単位に30分を増すごとに+85単位</li> <li>・12時間以上16時間未満 : 2168単位に30分を増すごとに+80単位</li> <li>・16時間以上20時間未満 : 2814単位に30分を増すごとに+86単位</li> <li>・20時間以上24時間未満 : 3496単位に30分を増すごとに+80単位</li> </ul>	⇔	<p>○訪問介護(身体介護)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20分未満 : 165単位</li> <li>・20分以上30分未満 : 245単位</li> <li>・30分以上1時間未満 : 388単位</li> <li>・1時間以上 : 564単位に30分増すごとに80単位</li> </ul>	
<p>○短期入所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区分6 : 892</li> <li>・区分5 : 758</li> <li>・区分4 : 626</li> <li>・区分3 : 563</li> <li>・区分1・2 : 492</li> </ul>	⇔	<p>○短期入所生活介護(併設型・従来型個室)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護5 : 846</li> <li>・要介護4 : 781</li> <li>・要介護3 : 714</li> <li>・要介護2 : 646</li> <li>・要介護1 : 579</li> </ul>	

16

## ケアマネジャーと相談支援専門員の連携

### 論点2

- 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するための対応を行ってはどうか。

### 対応案

- ケアマネジャーが相談支援専門員と支援に必要な情報を共有できるよう、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にしてはどうか。

17

## 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）

（基本方針）

第一条の二 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

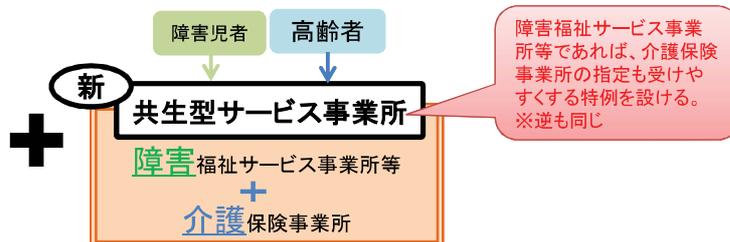
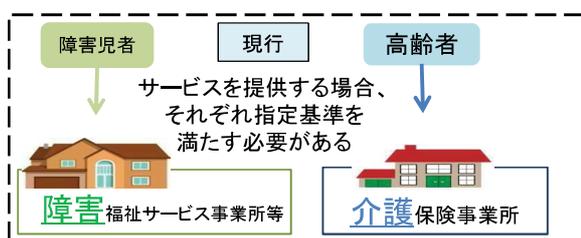
4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

18

## 参考資料

## 共生型サービスの趣旨等

- 平成29年の介護保険法改正（地域包括ケア強化法）では、
  - ① 障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする、
  - ② 地域の実情に合わせて（特に中山間地域など）、限られた福祉人材の有効活用という観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」を介護保険、障害福祉それぞれに位置付けた。
- 法律上は、介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の居宅サービスの指定も受けやすくする、「（共生型）居宅サービスの指定の特例」を設けたもの。
- 「（共生型）居宅サービスの指定」を受ける場合の基準は、省令で定めることになっている。



21

## 共生型サービスの法律上の規定

### ●介護保険法（平成九年法律第百二十三号）（抄）

（共生型居宅サービス事業者の特例）

第七十二条の二 訪問介護、通所介護その他厚生労働省令で定める居宅サービスに係る事業所について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の指定（当該事業所により行われる居宅サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援（以下「障害児通所支援」という。）に係るものに限る。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定（当該事業所により行われる居宅サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）に係るものに限る。）を受けている者から当該事業所に係る第七十条第一項（第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当するときにおける第七十条第二項（第七十条の二第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第七十条第二項第二号中「第七十四条第一項の」とあるのは「第七十二条の二第一項第一号の指定居宅サービスに従事する従業者に係る」と、「同項」とあるのは「同号」と、同項第三号中「第七十四条第二項」とあるのは「第七十二条の二第一項第二号」とする。ただし、申請者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

- 一 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定居宅サービスに従事する従業者に係る都道府県の条例で定める基準及び都道府県の条例で定める員数を満たしていること。
- 二 申請者が、都道府県の条例で定める指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができると認められること。

22

## 障害福祉サービス等と介護保険サービスとの比較② (デイサービス②)

社保審一介護給付費分科会	
第142回 (H29.7.5)	参考資料4 (抄)

	自立訓練(障害福祉)<障害者>			通所介護(介護保険)		
概要	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行う			入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行う		
定員	原則20名以上			—		
人員配置	管理者	原則専従(非常勤でも可)		管理者	常勤専従	
	サービス管理責任者 (実務経験3~10年 +研修30.5時間)	利用者60人まで:1以上 利用者60人を超える部分:40:1 (常勤1以上)		生活相談員 (社会福祉士等)	1人	
	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	6:1	生活支援員	1人 (常勤1以上)	介護職員	5:1 (利用者15人まで、1以上で可) (常勤1以上)
			看護職員	1人 (常勤1以上) ※生活訓練は不要	看護職員	1人 (定員10人以下では、不要)
理学療法士又は作業療法士			1人 ※生活訓練は不要	機能訓練指導員 (理学療法士又は作業療法士等)	1人	
設備	訓練・作業室	支障がない広さ		食堂及び機能訓練室	3㎡×利用定員	
事業所数	約0.14万事業所			約4.3万事業所		

※訪問サービスを提供する場合は、生活支援員を1人以上加配

27

## 障害福祉サービス等と介護保険サービスとの比較③ (デイサービス③)

社保審一介護給付費分科会	
第142回 (H29.7.5)	参考資料4 (抄)

	児童発達支援(障害福祉)<障害児> ※児童発達支援センター、 主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く		通所介護(介護保険)	
概要	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う		入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行う	
定員	10人以上		—	
人員配置	管理者	専従(非常勤でも可)	管理者	常勤専従
	児童発達支援管理責任者 (実務経験3~10年(うち3年以上は障害児・児童・障害者の支援) +研修30.5時間)	1人(専任かつ常勤)	生活相談員 (社会福祉士等)	1人
	指導員又は保育士	10:2 (以降、利用者5人増すごとに1人) (常勤1以上)	介護職員	5:1 (利用者15人まで、1以上で可) (常勤1以上)
			看護職員	1人 (定員10人以下では、不要)
機能訓練担当職員 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員等)	機能訓練を行う場合に配置	機能訓練指導員 (理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等)	1人	
設備	指導訓練室	支障がない広さ	食堂及び機能訓練室	3㎡×利用定員
事業所数	約0.4万事業所		約4.3万事業所	

28